

## 2 学習指導の工夫・改善・充実（小・中）

### — 「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立 —



児童生徒が、「なりたい自分」になることを目指して学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようとする。そのために、「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い合わせ』が生まれる授業サポートガイド」等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図る。

#### ここがポイント（取組の重点）

- 学力は改善傾向にあるが「自立した学習者」としての育成に課題。  
◇「授業改善」に重点。

#### (1) 指導体制の改善・充実を図る

- ① 学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。
- ② 言語活動について、国語科を要として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組む。
- ③ 授業改善の状況や課題を全教職員間で共有し、指導案の作成や授業研究を学年会、教科部会で行ったたり、校種・学年・教科の枠を越えて検討し合ったりして、授業改善に学校全体で組織的に取り組む。
- ④ 授業改善の支援に当たっては、校長や教頭による授業観察を通しての助言、教科指導に優れた教師や経験豊かな教師による他学級への協力など、OJTによる多様な支援の工夫を行う。
- ⑤ 全国学力・学習状況調査の結果を県学力到達度調査の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画への反映を行う。

#### (2) 指導方法の改善・充実を図る

- ① 「授業における基本事項」を土台として基礎を固めながら「『問い合わせ』が生まれる授業サポートガイド」等を活用して日常的に授業を見直し、授業の質的改善を図る。
- ② 学級生活をよりよくするために、学級活動で話し合い、互いのよさを生かして解決方法等を合意形成したり、努力すべきことを一人一人が意思決定したりすることができるような指導を行う。
- ③ 課題（問い合わせ）を設定したり、様々な知識や情報を収集したり、整理・分析・考察したり、まとめ・表現したり、学びを振り返って次につなげたりするなど「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を行い、児童生徒が目的意識や見通しを持って粘り強く学ぶよう工夫する。
- ④ 児童生徒の発言や活動の時間を確保して授業を進める。
- ⑤ 授業と家庭学習が往還する「自立した学習者」としての育成を図る。学校では、児童生徒が行った家庭学習の課題について、教員の指導改善や生徒の学習改善に生かす。
- ⑥ なお、上記①～⑤にあたっては、ICTの活用を積極的に推進する。

#### (3) 指導と評価の一体化を図る

- ① 児童生徒に目指す資質・能力を育成するため、指導と評価の一体化を図る。
- ② 「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」を参考に評価資料や評価場面を適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童生徒一人一人のよい点や進歩の状況を積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるように努める。
- ③ 学習評価について理解を図るために、保護者や児童生徒に向けて、年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

#### ■関連資料■

- ◎『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』
- ◎『「問い合わせ」が生まれる授業サポートガイド』
- ◎『沖縄県学力到達度調査分析・考察』
- ◎『全国学力・学習状況調査解説資料』等

- 沖縄県教育委員会 令和4年
- 沖縄県教育委員会 令和4年
- 沖縄県教育委員会 毎年発行
- 国立教育政策研究所 毎年発行

## 2 学習指導の工夫・改善・充実

(高等学校)

### －「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善－



生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようするためには、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められる。

このため学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進していく必要がある。

#### ここがポイント（取組の重点）

- 思考力・判断力・表現力等に課題。  
◇「授業改善」に重点。

#### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実を図る

「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

- ① 各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通して、より質の高い深い学びにつなげよう努める。
- ② 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特性を生かし、言語活動の充実を図る。
- ③ 1人1台端末を効果的に活用し、教員あるいは生徒がICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れることにより、生徒の学習に対する意欲や興味・関心を高め、「わかる授業」「個別最適な学び」「協働的な学び」を実践し、確かな学力の定着に努める。
- ④ 生徒の自主的に学ぶ態度を育み、学習意欲の向上を図るために、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。
- ⑤ 各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する。
- ⑥ 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実に努める。

#### (2) 指導と評価の一体化を図る

- ① 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすよう工夫する。
- ② 学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進する。
- ③ 学年間で生徒の学習の成果を共有し、進学時に生徒の学習評価が適切に引き継がれるよう工夫する。

#### (3) 個に応じた学習指導の工夫・改善・充実を図る

- ① 個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、生徒や学校の実態に応じて、学校が一体となって工夫改善を図る。
- ② 指導方法については、生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら柔軟かつ多様に導入できるよう工夫する。
- ③ 指導体制については、「チームとしての学校」を取り組み、指導の効果を高めるよう工夫する。

#### ■関連資料■

- ◎『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』 国立教育政策研究所 令和3年
- ◎「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」 中央教育審議会 令和3年
- ◎『高等学校学習指導要領』『高等学校学習指導要領解説 総則編』文部科学省 平成30年

## 2 学習指導の工夫・改善・充実 (特別支援学校)

— 「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導の充実 —



幼児児童生徒が可能な限り自立し社会参加を図るため、各学部系統性・一貫性のある教育課程を編成し生きて働く知識・技能の定着と、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成をはじめ、学びに向かう力・人間性等の涵養が培われるよう指導内容の改善・充実に努めることが重要である。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒は、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

### (1) 育成すべき資質・能力の指導の徹底を図る

- ① 視覚障害教育においては、各教科等の育成を目指す資質・能力を精選・重点化するとともに、聴覚、触覚及び保有する視覚などを活用した空間把握や時間の概念形成、点字力の育成を図る。
- ② 聴覚障害教育においては、各教科等の育成を目指す資質・能力を精選・重点化するとともに、言語概念の形成と思考力の育成、音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実を図る。
- ③ 知的障害教育においては、一人一人の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導内容の具体化を図る。
- ④ 肢体不自由教育においては、障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成を積極的に図り、育成を目指す資質・能力の指導の徹底、体験的な活動を通した的確な言語概念等の形成を図る。
- ⑤ 病弱教育においては、各教科の内容を適切に精選し、育成を目指す資質・能力の指導に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図り効果的な学習ができるように努める。また、健康状態の改善等に関する指導は、自立活動における指導と密接な関連を図りながら、学習効果を一層高めるようにする。

### (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」を実現する。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」を実現する。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」を実現する。

### (3) 指導と評価の一体化を図る

- ① 指導の評価と改善：単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。
- ② 個別の指導計画に基づく評価：個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにする。
- ③ 学習評価に関する工夫：創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫する。

#### ■関連資料■

- ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(高)』
- ◎『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』
- ◎『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小・中)』

文部科学省 平成31年  
文部科学省 平成30年  
文部科学省 平成30年

### 3 道徳教育の充実

(小・中)

— 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む —



児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするために、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

#### ここがポイント(取組の重点)

- 教科化により授業実践が進む→●授業改善が課題
- △全教育活動を通じて行う道徳教育の推進

#### (1) 指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ① 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を發揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努めること。
- ② 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画(別葉を含む)を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開すること。
- ③ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度に配慮すること。



#### (2) 指導内容の重点化を図る

- ① 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努めること。
- ② 小学校においては、自立心や自律性、命を尊重する心や思いやりの心を育てるなど、各学年を通じて留意する。中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努めること。
- ③ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
  - 1,2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。
  - 3,4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。
  - 5,6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。



#### (3) 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ① 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培うこと。
- ② 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていくこと。

#### (4) 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ① 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定すること。  
また、学校運営協議会などを活用することも考えられる。
- ② 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努めること。
- ③ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進すること。



#### ■関連資料■

- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』
- ◎『小(中)学校学習指導要領解説 道徳編』

文部科学省 平成29年  
文部科学省 平成29年

### 3 道徳教育の充実 (高等学校)

#### — 人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな心を育む —



道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態からみて、更に充実を図ることが求められている。

高等学校における道徳教育は、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必履修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動は、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中心的な指導の場面として、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

また、小・中学校と異なり、道徳科が設けられていない高等学校では、校長のリーダーシップの下、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。

#### (1) 全体計画作成に当たっての留意点

- ① 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整えるよう努めること。
- ② 学校や地域の実態を踏まえ、各学校の課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど各校の特色が生かされるよう創意工夫を図ること。
- ③ 学校における道徳教育の指導方針や重点を基に、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にすること。また、就業体験やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動などを位置づけること。
- ④ 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を反映することや、家庭や地域社会、他学校、関係機関などとの連携を心掛けること。

#### (2) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

- ① 人間としての在り方生き方について考えを深め、生徒の自立心や自律性を高め、規律ある生活が送れるようにするとともに、命を尊重する心を育てる取組を行うよう努める。
- ② 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度、並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別の無いよりよい社会を実現しようとする態度を養うよう配慮する。
- ③ 国や郷土の伝統と文化、並びに他国の文化について理解を深め、尊重する態度を養うよう配慮する。
- ④ 豊かな体験の充実とともに、いじめの防止に資するよう留意する。
- ⑤ 全教師により各学校の道徳教育の重点目標を推進するために、校内の研修体制を充実させ、具体的な取組や、その評価・改善に当たり必要となる事項について共通理解を図るなど、体制の確立に努める。

#### (3) 小・中学校における道徳教育についての理解に努める

中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた、主として「①自分自身」「②人との関わり」「③集団や社会との関わり」「④生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、高校生という発達の段階や特性等を踏まえた道徳教育に努める。

##### ■関連資料■

- ◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』
- ◎『小（中）学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』

文部科学省 平成30年  
文部科学省 平成29年

### 3 道徳教育の充実 (特別支援学校)

— 自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む —



障害のある児童生徒が、その障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図ることが重要である。道徳教育では、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことを目標に、その指導の充実を図る必要がある。

幼・小・中・高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒は、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

#### ここがポイント(取組の重点)

- 全教育活動を通じて行う「道徳教育」の要となる「道徳科」の授業との関連
- ◇「道徳科」の評価の視点を持った授業を計画する

#### (1) 学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を高める

- ① 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図るように努める。
- ② 自ら生きる意味や自己の存在価値に関わることについて、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどういう生きるべきかなどについて、自己を見つめて考えるよう指導方法を工夫する。

#### (2) 各教科等との関連と内容の指導の工夫

- ① 道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、学校の教育活動全体を通じて豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や道徳的実践を主体的に行うことができるようとする。
- ② 内容の指導に当たっては、知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

#### (3) 道徳性を高める指導計画の作成と家庭・地域連携

- ① 小・中学部における「道徳科」の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取り扱いについては、それぞれ小・中学校の学習指導要領第3章に準ずるものとする。また、知的障害特別支援学校の高等部における指導計画の作成に当たっては、障害の状態に加えて青年期の特性を十分に考慮し、中学部における「道徳科」との関連を図り、健全な社会生活を営む上に必要な「道徳性」を高めるようにする。
- ② 家庭、地域社会等との連携を密にするとともに、学校の指導方針等の理解を図り、協力体制を強化促進するように努める。
- ③ 教育活動全体を通じた道徳教育と、家庭生活が結び付いた内容を関連させて、具体的で体験的な活動を通して指導する。

#### ■関連資料■

- ◎『特別支援学校 高等部学習指導要領』
- ◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』

文部科学省 平成31年  
文部科学省 平成30年